

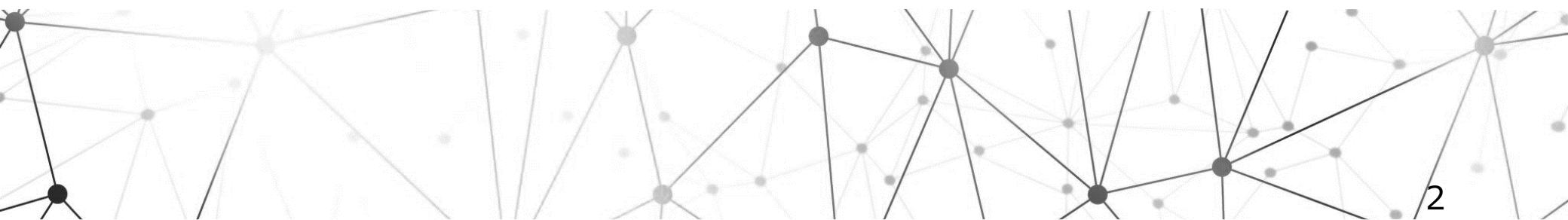
## 資料 2 OECMとは



1.背景

2.各国の取組

3.ポスト2020生物多様性枠組



# 1. 背景

---



# OECEMとは

---

- OECEM : other effective area-based conservation measures
- 2010年の生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の「目標11」で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を保全するための達成手段のひとつとして掲げられた。

## ◆愛知目標

- 戦略目標C：生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。

### 【目標11】

- 2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムや**その他の効果的な地域をベースとする手段**を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

(環境省による仮訳)

# OECDの定義

---

- 2018年に開催されたCOP14において、OECDの定義を以下のとおり採択  
(決定14/8)

保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの

(環境省による仮訳)

# 国際機関における関連する動き①

---

- 2012年に開催されたCOP11におけるCBD decision XI/24 (UNEP/CBD/COP/DEC/XI/24)を受け、IUCNのWCPA (World Commission on Protected Areas) はOECMのガイダンスに向けた作業部会を立ち上げた。
- この作業部会より2016年1月から2017年2月までに3回の専門家会議を実施し、OECMの定義、OECMの要件等について議論し、OECMガイドラインのとりまとめを実施した。
- 2018年に開催されたCOP14においてOECMの定義、「OECMに関する科学技術的助言」等が採択された。

# OECDの国際的な基準

- 決定14/8付属書Ⅲ「OECDに関する科学技術的助言」では、**OECDの基準**として以下の4点が挙げられた。
- ただし、この科学技術的助言は、**柔軟かつケース・バイ・ケースで適用されるべき**とされている。

基準A：保護地域として未指定

基準B：統治・管理の存在（地理的に画定された空間、正当な管理当局、管理されている）

基準C：域内保全への継続的かつ効果的な貢献（有効性、長期継続性、生物多様性の域内保全、情報とモニタリング）

基準D：付随する生態系の機能とサービス、及び文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値

（環境省による仮訳）



# OECD国際基準の細分類

| 大項目  | 小項目  |
|--|--|
| 基準A：保護地域として未指定   |  |
| 基準B：統治・管理の存在   | Geographically defined space   |
|  | Legitimate governance authorities                                    |
|  | Managed  |
| 基準C：域内保全への継続的かつ効果的な貢献                                      | Effective  |
|  | Sustained over long term   |
|  | <i>In situ</i> conservation of biological diversity                  |
|  | Information and monitoring   |
| 基準D：<br>付随する生態系の機能とサービス、<br>及び文化的・精神的・社会経済的・<br>その他地域関連の価値 | Ecosystem functions and services                                     |
|  | Cultural, spiritual, socioeconomic and other locally relevant values |

## 国際機関における関連する動き②

---

- 決定14/8の運用に関して、COP14の要請に対応するためにWCPA OECM作業部会によるOECMに関するガイドラインである“Recognising and reporting other effective area-based conservation measures” (IUCN-WCPA Task Force on OECMs, 2019)が公表された。
- FAOでは、漁業におけるOECMの設定について議論を行っている。2019年には、エリアベースの漁業管理におけるOECMの定義や基準を検討するためのワークショップを開催している。

## 2. 各国の取組

---



# 各国の取組①

---

- CBD加盟国のうち、WD-OECM（World Database on OECMs）への登録を行っているのは2020年12月現在カナダ、英国ガーンジー島、アルジェリアの3カ国のみである。
- その他、東南アジアや南米等でOECM設定に関する検討が進められているということが報告されている。

## 各国の取組②～カナダ～

---

- CBDによる定義が採択される以前より、OECEMの定義や選定基準等に関する検討が進められており、これを踏まえたOECEMの選定、WD-OECEMへの登録が行われている。
- 選定基準は陸域と海域で異なっている。
- スクリーニングの方法も独自に設定している。
- 8,763の保護地域に加えて、128のOECEMをWD-OECEMへ登録している。これにより、陸域の保護面積は9.9%から10.32%、海域の保護面積は8.78%から12.55%に増加している。  
(WD-OECEM (2020年12月1日時点) に基づく)

## 各国の取組③～英国ガーンジー島～

---

- 4の保護地域に加えて10のOECMをWD-OECMへ登録している。これにより、陸域の保護面積を4.01%から11.02%へ増加させている。他方で、海域の保護面積の変化はない。  
(WD-OECM (2020年12月1日時点) に基づく)
- OECMの定義や設定基準に関する情報は得られていない。
- OECMとして登録している区域は全てガーンジー島政府が定める「特別な意義のあるサイト※」である。

※定義：人類学的・歴史的・植物学的・地理学的・科学的・文化的・動物学的もしくは他の関心のため、特別な規定によって保存、向上もしくは管理が望まれている場所を指す。

# 各国の取組④～その他～

---

- マレーシアでは、東南アジア熱帯雨林研究パートナーシップ（South East Asia Rainforest Research Partnership : SEARRP）が中心となり、OECEM策定制度の構築に向けたパイロットプロジェクトを進めている。プロジェクトは2019年からの二か年で実施する計画であり、OECEM策定のケーススタディとなるサイトを公募する形を取っている。
- フィリピンでは独自のOECEMの定義や基準を定めているという情報は2020年10月時点で存在しないが、検討は比較的早期の段階から進めており、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft fuer Internationale Zusammenarbeit : GIZ）と共同でのワークショップが度々開催されている。
- コロンビアでは、CBDによるOECEM定義が採択されて以降、OECEMについてのワークショップを複数回行っている。

# 国外における今後想定される動き

---

- IUCNでは個々の地域のOECMを評価するためのガイダンスである“Site-level methodology for identifying other effective area-based conservation measures (OECMs)”を作成しており、2020年6月にDraft1が公表されている。
- COP14以降に、国外では、the World Database on Protected Areas (WDPA) へのOECMの登録がすでに行われているカナダ、英国（ガーンジー島）、アルジェリア以外の国々において、すでにOECMの登録に向けた検討がなされており、各国のOECMの登録が急速に進むものと考えられる。



# 3.ポスト 2020生物 多様性枠組

---



# ポスト2020生物多様性枠組

---

- 2020年を目標年とする愛知目標に代わる新たな生物多様性目標として、「**ポスト2020生物多様性枠組**」の策定に向けた議論が進行している。2020年8月に、最新版ドラフト（通称0.2ドラフト）が公表済。
- 「**ポスト2020生物多様性枠組**」は2021年のCOP15にて採択予定。

# ポスト2020生物多様性枠組

---

- 0.2ドラフトでは保護地域及びOECDMに関する目標が組み込まれている。

## Target 2.

2030年までに、保護地域及びその他の効果的な地域をベースとした保全手段（OECDM）の良好に連結された効果的なシステムを通じて、生物多様性にとって特に重要な地域を中心に地球の少なくとも30%を保護及び保全する。

※我が国では、2020年12月末現在、陸域の約20.5%、海域の約13.3%が「保護地域」になっている。

# (参考)ポスト2020生物多様性枠組 0.2ドラフトの構造

## 2050年ビジョン 自然と共生する世界

### 2050年ゴール(A~D) 及び2030年マイルストーン

(A) 生態系[x%]増、絶滅危惧種[x%]減、  
遺伝的多様性が維持

- (i) 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも[5%]増加
- (ii) 絶滅の恐れのある種の数が[X%]減少、種の個体数が[X%]増加

(B) 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- (i) 少なくとも[X]百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
- (ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示

(C) 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- (i) ABSの仕組みが全ての国で確立
- (ii) 配分された利益が[x%]増

(D) 実施手段の利用可能性の確保

- (i) 2022年までに、~2030年までの
- (ii) 2030年までに、~2040年までの  
各々実施手段が特定またはコミットされる

### 2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

### 2030年ターゲット(取るべき行動)

#### (a) 脅威の縮小

- 1.陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。
- 2.陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護
- 3.種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減
- 4.種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
- 5.外来生物侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
- 6.富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減
- 7.NbS、Ecosystem-based Approachesによる緩和・適応、防災・減災の増加

#### (b) 人々の要請に応える

- 8.種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保
- 9.農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
- 10.NbS、Ecosystem-based Approachesにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献
- 11.緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加
- 12.ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

#### (c) ツールと解決策

- 13.計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
- 14.持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減
- 15.持続不可能な消費をなくす
- 16.バイオセーフティ 措置の確立・実施により影響を[x]削減
- 17.最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性への有益性又は中立性の確保
- 18.国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力
- 19.啓発、教育、研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
- 20.生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム  
実現条件  
説明責任と透明性  
アウトリーチ、啓発